

## 第3編 緊急処理事態への備えと対処

### 第1章 総論

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

#### 第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急処理事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

## 第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、航空燃料パイプライン等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

#### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
政治経済活動の中核※に対する攻撃 ※庁舎、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力・通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

### 2 攻撃手段による分類

#### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<p>&lt;放射性物質&gt;</p> <p>○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>○水源地に対する放射性物質の混入</p>	<p>・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。</p> <p>・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。</p> <p>・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。</p> <p>・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。</p>

<p>&lt;生物剤・毒素&gt; ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。</li> </ul>
<p>&lt;化学剤&gt; ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。</li> </ul>

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
<p>○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>

### 第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態等に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

#### 1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用 【法第172条第4項】

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築（※1）し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するとともに、大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。

また、市は、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努める。

（※1）関係機関によるネットワークについては、以下のとおり。

##### （1）関係機関との連携

市は、県が設置している「千葉県危機管理連絡会議（平成15年9月設置）」に市消防局を参加させ、テロ等の発生に備えた連携強化、危機関係情報の共有等を図る。

##### （2）「テロ対策ネットワーク・CHIBA（※2）による連携

市は、千葉県警察が設立した「テロ対策ネットワーク・CHIBA（平成28年4月設立）」に参加し、千葉県警察をはじめ、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機関係情報の共有、各種合同訓練の実施・参加、連絡・通報体制の確立に努める。

（※2）千葉県警察、県、千葉市などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、官民が緊密に連携して各種テロ対策を推進している。

##### （3）市内の連携

テロ等対策を含む総合的な危機管理に関する市内組織「千葉市危機管理推進委員会（平成18年4月設置）」を活用し、市の各部門・他機関が実施するテロ対策の情報共有、テロ対策における部門横断的な連携強化を図る。

##### （4）訓練の実施

市は、テロ等の具体的な事例を設定し、各機関の活動方法、活動能力、活動資材を確認するとともに、訓練を通し、関係機関との連携強化を図る。

#### 2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

### 3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急処理事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県や関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意する。

- ・多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- ・放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- ・放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- ・国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

### 4 石油コンビナート等特別防災区域における備え

石油コンビナート等特別防災区域における緊急処理事態への備えについては、第2編第2章第7の2(3)に掲げる武力攻撃事態等への備えに準じて、関係機関との連携に努める。

## 第2章 緊急処理事態への対処

### 第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

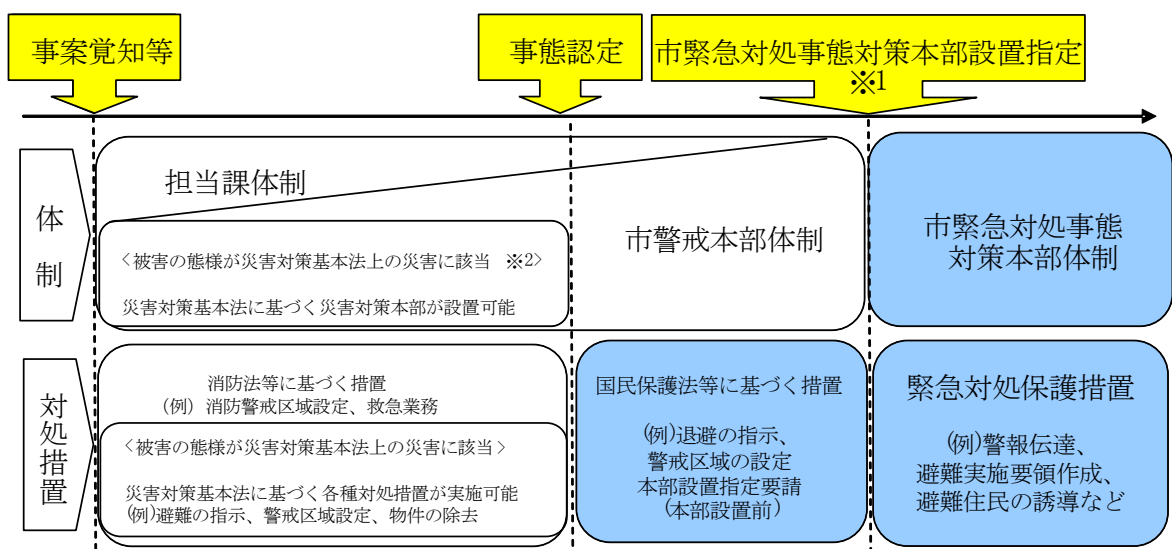
#### 1 事態認定前における体制及び初動措置

##### (1) 初動時情報収集体制（担当部体制）

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理部及び所管局・区等の長あてに報告する。担当部である危機管理課・防災対策課職員は、情報収集等の対応に当たる。

##### (2) 市警戒本部の設置

情報収集の結果、緊急処理事態における災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて、第2編第1章第1の1(2)③(25ページ)に定める体制をとる。なお、その際においては「武力攻撃事態等」は「緊急処理事態」と、「市国民保護対策本部体制」は「市緊急処理事態対策本部」と読み替える。

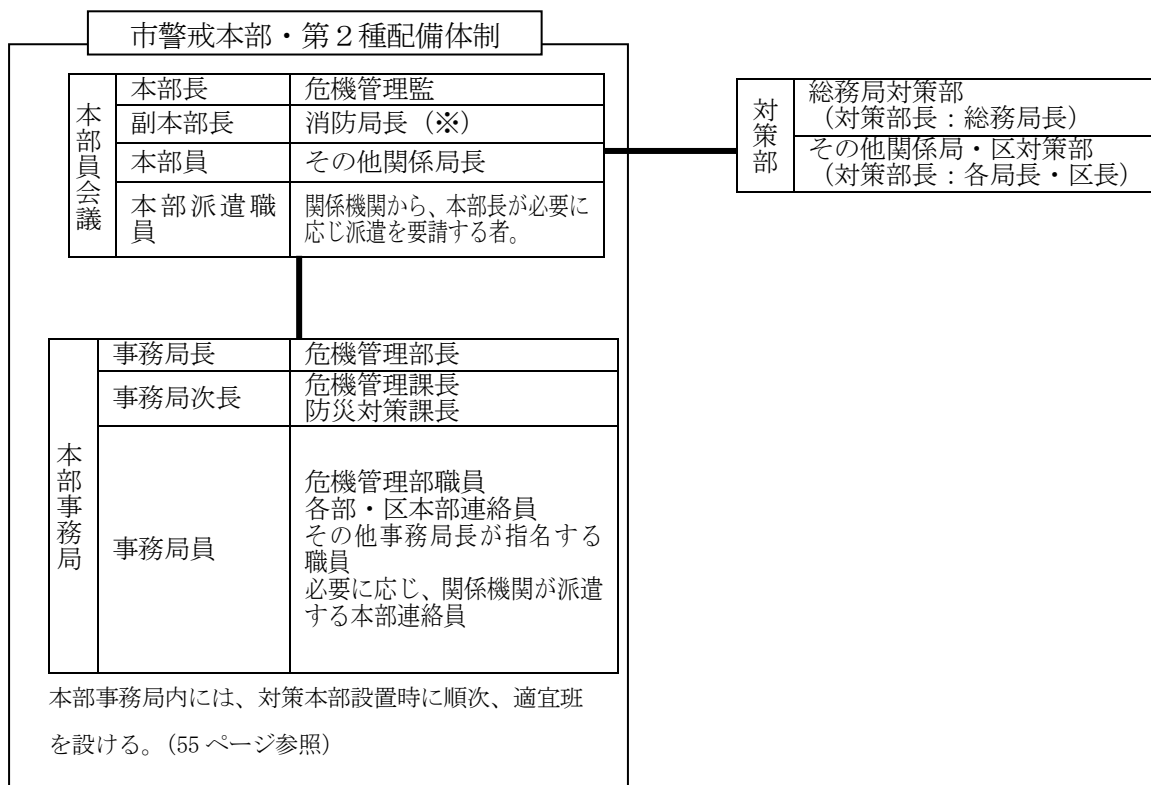


※1 事態認定と市緊急処理事態対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定が行われる場合には、タイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

① 市警戒本部・第2種配備体制

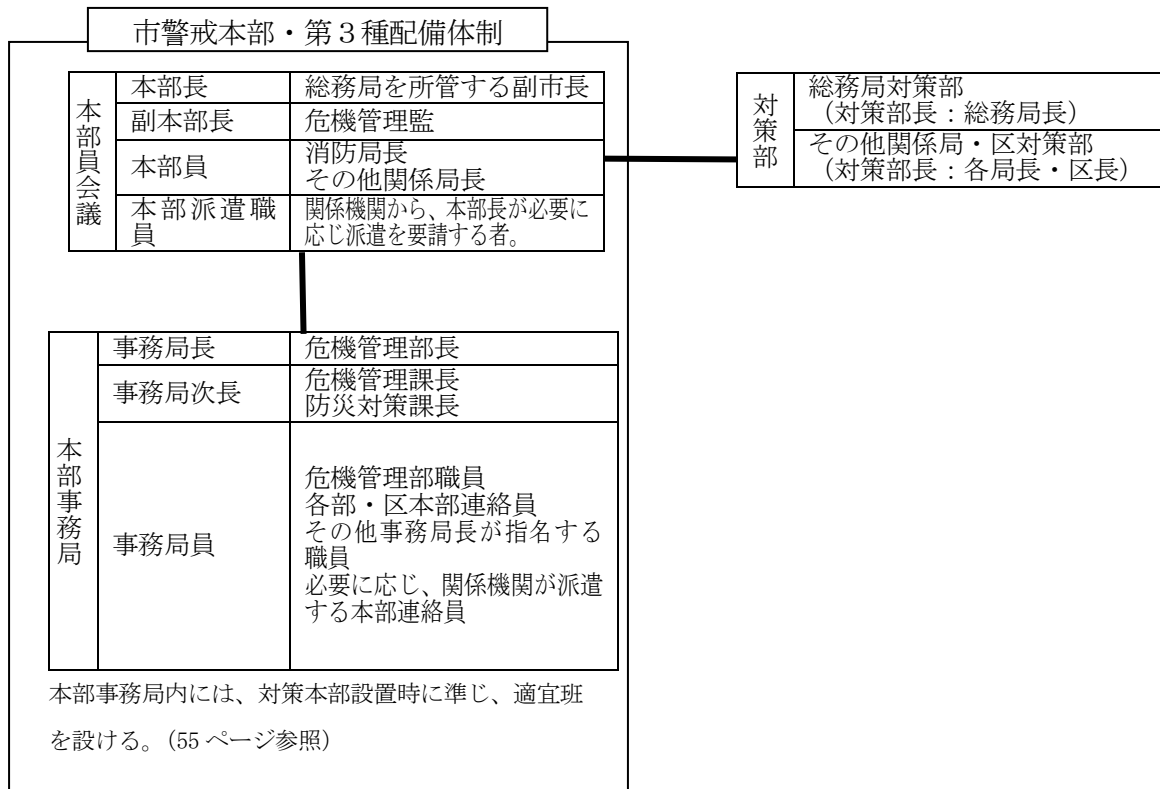
下記のとおり、危機管理監が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部長の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。



※本市においては、消防局長に消防組織法に規定する消防長を充てる。(千葉市消防局組織規則第4条第1項)

② 市警戒本部・第3種配備体制

下記のとおり、総務局を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部長の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。



(3) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急業務の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を各局・区等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市緊急処理事態対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市緊急処理事態対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。



## 2 市緊急処理事態対策本部体制への移行

### (1) 市警戒本部体制等の廃止

政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急処理事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。

### (2) 市災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、または多数の人が死傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づき市災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急処理事態対策本部設置の通知があった場合には、市は、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市緊急処理事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

## 第2 市緊急処理事態対策本部の設置等

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

### 1 市緊急処理事態対策本部の設置手順 【法第183条】

#### (1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に市警戒本部体制等をとっていた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替える。

#### (2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員等及び同事務局職員等の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 本部の代替機能の確保

### 2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項 【法第183条】

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部等の組織構成及び機能
- イ 市緊急処理事態対策本部における広報
- ウ 市緊急処理事態現地対策本部の設置
- エ 現地調整所の設置
- オ 市緊急処理事態対策本部長の権限
- カ 市緊急処理事態対策本部の廃止
- キ 通信の確保

### 第3 関係機関相互の連携

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

#### 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

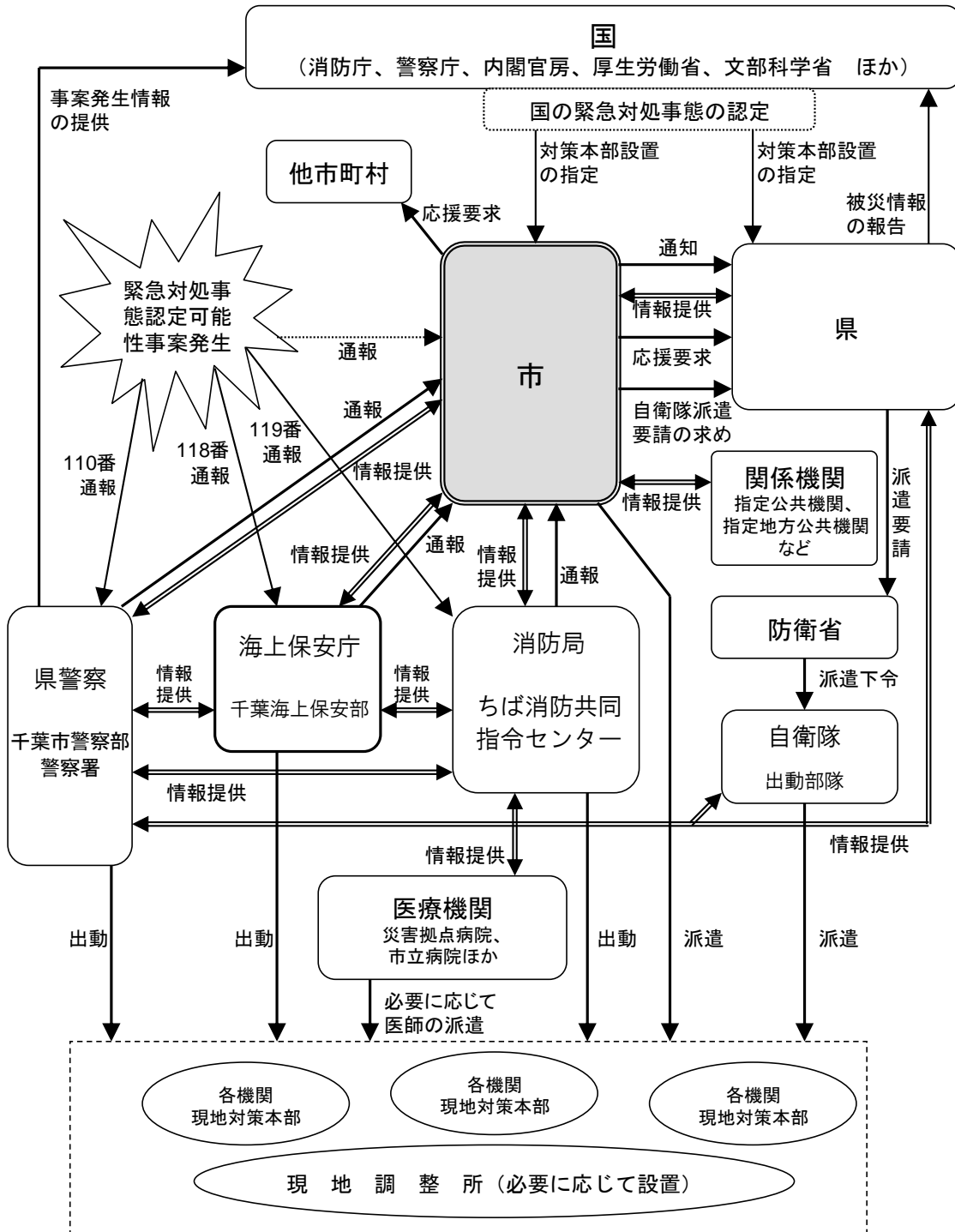
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態等における連携に準じるが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、県警察等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

- (1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急処理事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防局	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
海上保安庁	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル



※ 「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市緊急処理事態対策本部にて行う。

## 2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

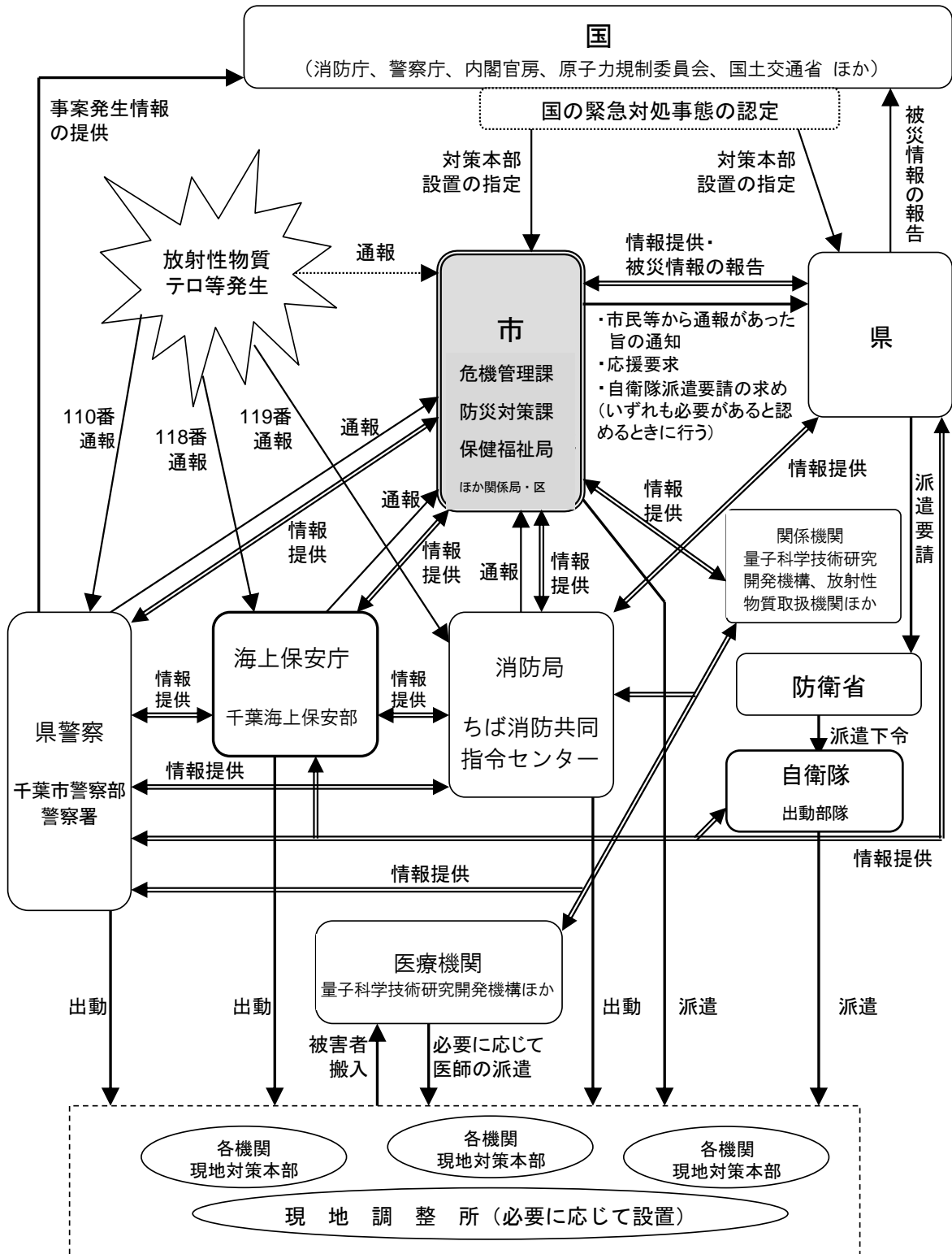
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

### (1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）

#### ① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防局	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
海上保安庁	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



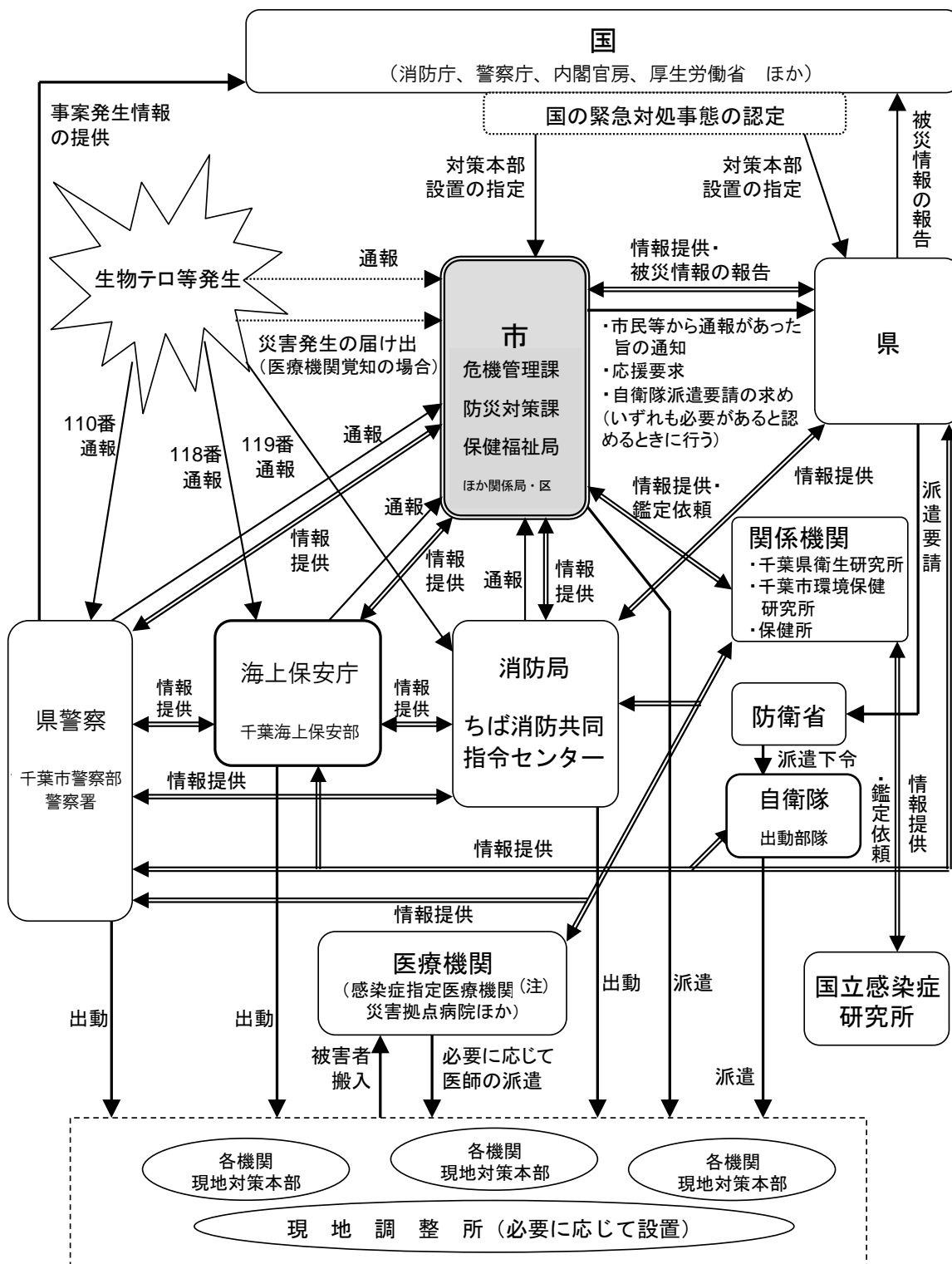
※放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるということが挙げられる。

(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）

① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
関係機関	感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、 （可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、 救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防局	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設 定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急 搬送など
医療機関	救急医療、鑑定機関への情報提供・鑑定依頼
自衛隊	捜索及び救出、除染など
海上保安庁	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

(注) 感染症指定医療機関 : 平成 30 年現在、千葉市内では千葉市立青葉病院と千葉大学医学部附属病院のみ

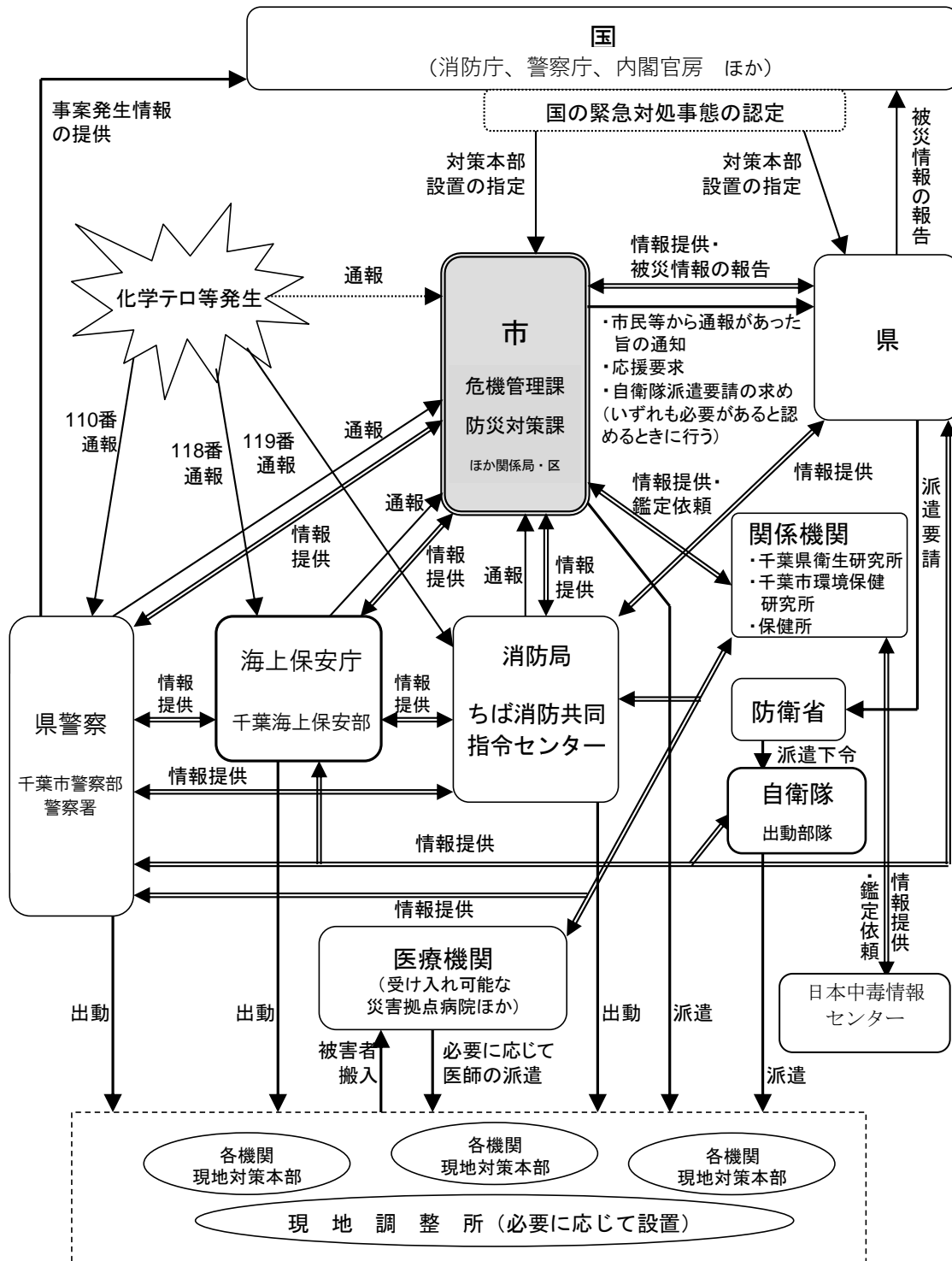


(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）

① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
関係機関	化学剤の検出、（可能な範囲で）地域・施設の除染・消毒など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防局	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染、鑑定機関への情報提供・鑑定依頼など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
海上保安庁	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル

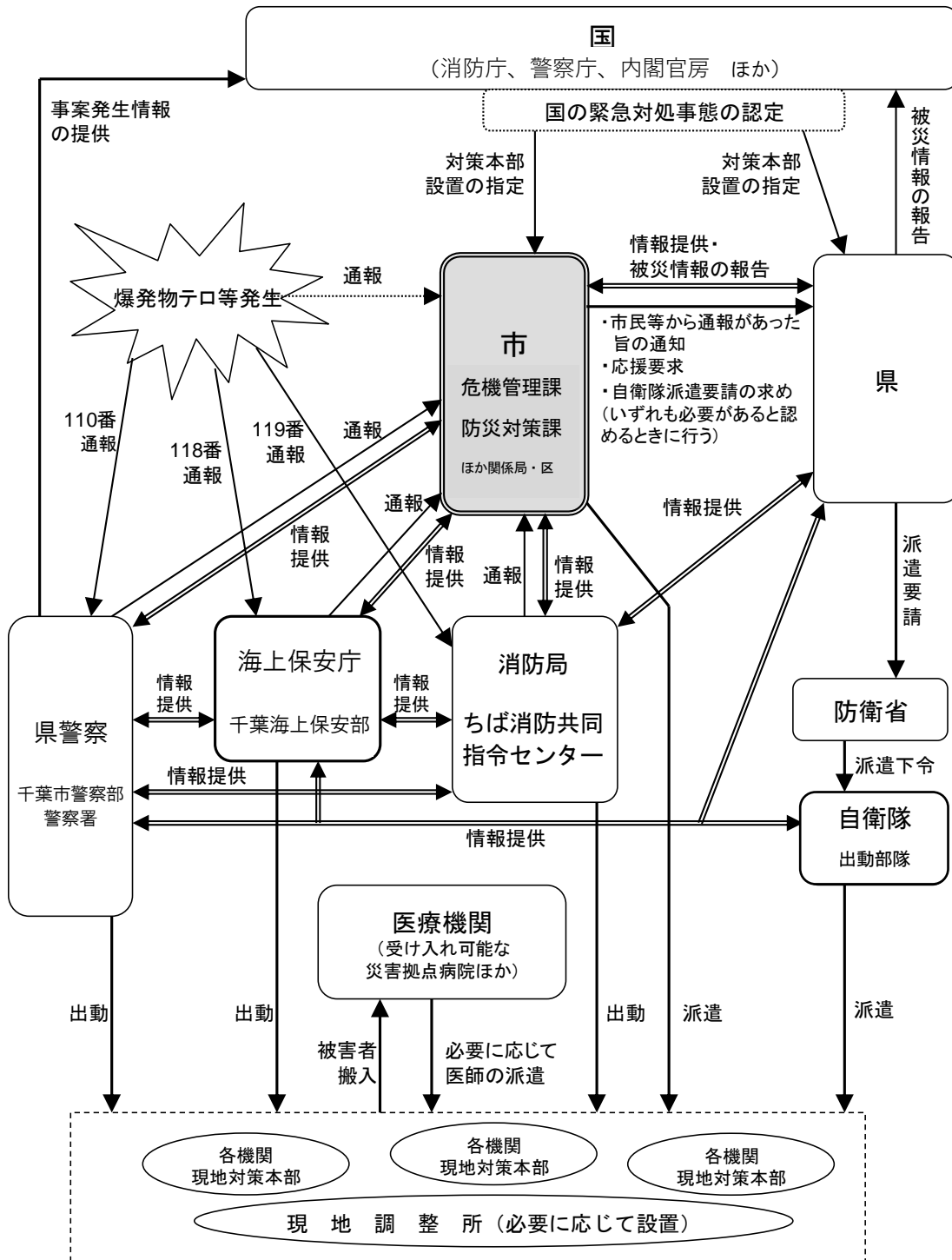


(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）

① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供など
県警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防局	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
海上保安庁	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



## 第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされているが、例外となる下記の事項に留意を要する。

### 1 警報の通知・伝達 【基本指針第5章第3節2】

武力攻撃事態等における警報が、通知・伝達対象地域を限定せずに発令されるのに対し、緊急対処事態における警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して通知・伝達対象地域を決定し、この地域に対して発令される点に留意する。

### 2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

### 3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。